

重度心身障害者医療費助成制度の窓口無料化を求める意見書

重度心身障害者医療費助成制度は、各自治体において「現物支給」又は「償還払い」の方法がある。「現物支給」は窓口無料化であるが、「償還払い」は受給者が医療機関の窓口で医療費の一定割合の額を支払い、その領収書等を添えて自治体に請求することで、医療費相当額を助成金として受け取るため、重度の心身障がい者やその家族にとって大変な労力となっている。また、窓口で支払う医療費が高額になる場合には、家計の厳しい世帯にとって毎月の生計のやりくりが深刻になる事態も生まれている。

既に、国連の「障害者の権利に関する条約」を2014年に日本は批准したが、この条約は「障がいに関するあらゆる差別を禁止するとともに必要な配慮の提供」を求めている。また、改正障害者差別解消法が2024年に施行されたが、そこではバリアを取り除くための「合理的配慮」が義務とされている。

全国の自治体では、高校生までの医療費無料化が拡大し、これに伴い国の国民健康保険の減額調整措置（ペナルティ）も子どもに関しては廃止された。

重度心身障害者医療費助成制度についても、窓口無料化を実施する自治体が全国に広がっている。この取組を更に広げるためにも国からの自治体に対するペナルティを廃止しなければならない。

以上のことから、次の事項について強く要望する。

- 1 自治体の窓口無料化に対する国のペナルティを直ちに全廃するとともに、国の制度としての財政措置を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月22日

甲 府 市 議 会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣
厚生労働大臣